

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成十四年三月奈良県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（掘削施設等変更許可申請等）

第四条の二 法第七条の二第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）

の許可を受けようとする者は、掘削施設等変更許可申請書（第二号様式の三）を知事に提出しなければならない。

2 法第三条第一項の許可又は法第十一条第一項の許可（増掘に係るものに限る。）を受けた者は、次に掲げる変更をしようとするときは、掘削施設等変更届（第二号様式の四）を知事に提出しなければならない。

一 主要な設備の位置又は構造の変更

二 警報設備の位置の変更

三 可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の内容の変更

第五条中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第六条の次に次の七条を加える。

（採取許可申請）

第六条の二 法第十四条の二第一項の許可を受けようとする者は、温泉採取許可申請書（第六号様式の二）を知事に提出しなければならない。

（採取許可承継承認申請）

第六条の三 法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の承認を受けようとする者は、採取許可承継承認申請書（第六号様式の三）を知事に提出しなければならない。

（可燃性天然ガス濃度確認申請）

第六条の四 法第十四条の五第一項の確認を受けようとする者は、可燃性天然ガス濃度確認申請書（第六号様式の四）を知事に提出しなければならない。

（可燃性天然ガス濃度確認承継届）

第六条の五 法第十四条の六第二項の規定による地位の承継の届出は、可燃性天然ガス濃度確認承継届（第六号様式の五）により行わなければならない。

（採取施設等変更許可申請等）

第六条の六 法第十四条の七第一項の許可を受けようとする者は、採取施設等変更許可申請書（第六号様式の六）を知事に提出しなければならない。

2 法第十四条の二第一項の許可を受けた者は、次に掲げる変更をしようとするときは、採取施設等変更届（第六号様式の七）を知事に提出しなければならない。

- 一 可燃性天然ガス発生設備相互間を接続する配管の位置又は構造の変更
- 二 防爆性能を有する電気設備を可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋に新設しようとする変更

三 可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の内容の変更

（採取施設等変更完了届）

第六条の七 法第十四条の七第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更を完了したときは、遅滞なく、採取施設等変更完了届（第六号様式の八）を知事に提出しなければならない。

2 前項の採取施設等変更完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 ガス分離設備の構造を変更する場合にあっては、施行規則第六条の三第一項第一号に規定する方法により測定した結果
- 二 可燃性天然ガス発生設備の構造を変更し、かつ、変更後のガス排出口が施行規則第六条の三第一項第三号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、同号に規定する方法により測定した結果

（採取事業廃止届）

第六条の八 法第十四条の八第一項の規定による採取の事業の廃止の届出は、採取事業廃止届（第六号様式の九）により行わなければならない。

第十四条第一項中「及び成分等」を「成分及び可燃性天然ガスの発生の状況等」に改め、「成分」の下に「可燃性天然ガスの発生の状況」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 可燃性天然ガスの発生の状況

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

「
氏

第一号様式中「掘削」を「掘削」に改め、

氏			
	機	場	巻
	ポンプ		
	主要な設備の構造及び能力		
	やぐら		
	噴出防止装置		

を
「
名

名	

に改める。

第二号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改める。
第二号様式の二その一及び同様式その二中「掘削許可を」を「掘削（増掘・動力の装
置）の許可を」に、 「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改め、同様
式の次に次の二様式を加える。

第 2 号様式の 3（第 4 条の 2 関係）

掘 削 施 設 等 変 更 許 可 申 請 書

奈良県収入証紙
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊞
〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

掘削（増掘）のための施設等の変更をしたいので、温泉法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 1 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

掘 削 許 可 等 の 別		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
掘 削 許 可 等 に 係 る 工 事 に 係 る 土 地	所在・地番	
	地 目	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

第 2 号様式の 4 （第 4 条の 2 関係）

掘 削 施 設 等 変 更 届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟
〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

掘削（増掘）のための施設等の変更をしたいので、温泉法施行細則第 4 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

掘 削 許 可 等 の 別		
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
掘 削 許 可 等 に 係 る 工 事 に 係 る 土 地	所在・地番	
	地 目	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	

第三号様式及び第四号様式中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改める。

第五号様式中

	氏名	
--	----	--

を

	氏名	
主要な設備の 構造及び能力	巻 場 機	
	泥 水 ポ ンプ	
	や ぐ ら	
	噴出防止装置	

に改める。

--	--	--	--	--

第六号様式の次に次の八様式を加える。

第 6 号様式の 2（第 6 条の 2 関係）

温 泉 採 取 許 可 申 請 書

奈良県収入証紙
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟
〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

温泉の採取をしたいので、温泉法第 1 4 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

採 取 場 所	所在・地番	
	地 目	
採 取 開 始 予 定 日		年 月 日

第 6 号様式の 3（第 6 条の 3 関係）
その 1（合併・分割の場合）

採 取 許 可 承 継 承 認 申 請 書

奈良県収入証紙
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地

名 称

代表者の氏名 ⑩

採取許可を受けた者の地位の合併（分割）による承継の承認を受けたいので、温泉法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

採 取 場 所		所在・地番	
		地 目	
許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号			年 月 日 第 号
承継者 （採取 の事業 を承継 する法 人）	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	代 表 者 の 氏 名		
合 併 （ 分 割 ） の 予 定 日			年 月 日

その 2（相続の場合）

採 取 許 可 承 継 承 認 申 請 書

奈良県収入証紙
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

被相続人との続柄

採取許可を受けた者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、温泉法第 1 4 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

採 取 場 所	所在・地番	
	地 目	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
被 相 続 人 の 住 所		
被 相 続 人 の 氏 名		
相 続 開 始 の 日		年 月 日

第6号様式の4（第6条の4関係）

可燃性天然ガス濃度確認申請書

奈良県収入証紙
はり付け欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 (印)

〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

採 取 場 所	所 在 ・ 地 番	
	地 目	
採 取 開 始 予 定 日		年 月 日
メタン濃度の測定 に関する事項	測 定 場 所	
	測 定 日	年 月 日
	測 定 方 法	
	測 定 結 果	
	測定を行った者	

第6号様式の5（第6条の5関係）

可燃性天然ガス濃度確認承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏名 (印)

〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

確 認 年 月 日		年 月 日	
確 認 番 号		第 号	
確 認 を 受 け た 者	住 所 〔 法人にあっては、 主たる事務所の所 在地及び名称 〕		
	氏 名 〔 法人にあっては、 代 表 者 の 氏 名 〕		
採 取 場 所	所 在 ・ 地 番		
	地 目		
地 位 承 継 日		年 月 日	

第 6 号様式の 6 （第 6 条の 6 関係）

奈良県収入証紙
は り 付 け 欄

採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟
〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

採取のための施設等の変更をしたいので、温泉法第 1 4 条の 7 第 1 項の規定により、次の
とおり申請します。

許 可 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号		第 号	
採 取 場 所	所 在 ・ 地 番		
	地 目		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	

第6号様式の7（第6条の6関係）

採取施設等変更届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 (印)
 〔 法人にあっては、主たる
 事務所の所在地及び名称
 並びに代表者の氏名 〕

採取のための施設等の変更をしたいので、温泉法施行細則第6条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 番 号		第 号
採 取 場 所	所在・地番	
	地 目	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日

第6号様式の8（第6条の7関係）

採取施設等變更完了届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

採取施設等変更許可に係る変更を完了したので、温泉法施行細則第6条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 番 号	第 号	
採 取 場 所	所在・地番	
	地 目	
工事完了年月日	年 月 日	

第 6 号様式の 9 （第 6 条の 8 関係）

採 取 事 業 廃 止 届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟
〔 法人にあっては、主たる
事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

採取の事業を廃止したので、温泉法第 1 4 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 （ 確 認 ） 年 月 日		年 月 日
許 可 （ 確 認 ） 番 号		第 号
採 取 場 所	所 在 ・ 地 番	
	地 目	
採 取 事 業 廃 止 年 月 日		年 月 日
許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況		

第十三号様式中

	成	分	
	成	分	
	可燃性天然ガスの 発 生 の 状 況		

を

に、

	年間宿泊延利用人員	
	年間宿泊延利用人員	
	可燃性天然ガスの 発 生 の 状 況	

を

人	
に改める。	

第十五号様式中「（みう出路・利用）」と「利用」に於て「（第1項・第2項）」

掘	割	年	月	日	第	号
利	用	年	月	日	第	号

を削り、

を

冊 月 日 第 号

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第六条の次に七条を加える改正規定（第六条の四に係る部分に限る。）、第六号様式の次に八様式を加える改正規定（第六号様式の四に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同年八月一日から施行する。

（可燃性天然ガス濃度確認申請に関する規定の読替え）

- 2 平成二十年九月三十日までの間におけるこの規則による改正後の温泉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第六条の四及び第六号様式の四の規定の適用については、改正後の規則第六条の四中「法第十四条の五第一項」とあるのは「温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号）附則第六条」と、改正後の規則第六号様式の四中「温泉法第14条の5第1項」とあるのは「温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条」とする。